

雇児発 0331 第 24 号
社援発 0331 第 63 号
老 発 0331 第 16 号
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」の一部改正について

標記については、平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号、社援発 0226 第 7 号、老発 0226 第 1 号「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知により取り扱いを示しているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 2 月 6 日から適用することとしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遗漏のないようにされたい。

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人医療機構の融資について 新旧対照表

新		旧	
雇児発0226第4号 社援発0226第7号 老発0226第1号 平成25年2月26日		雇児発0226第4号 社援発0226第7号 老発0226第1号 平成25年2月26日	
都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長		都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長	
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長		厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長	
社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人医療機構の融資について		社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人医療機構の融資について	
社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等のメニューに於いて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人医療機構から借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。		今般、社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金のメニューに高台移転整備を追加等したところであるが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。	
1 対象施設及び対象事業 (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受け行う移転改築整備事業。		1 対象施設及び対象事業 (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受け行う移転改築整備事業。	
対象施設 : (略)		対象施設 : (略)	

新	日
(2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、介護基盤緊急整備特例基金から ^{は地域} の補助又は ^は 事業。 介護・福祉空間整備等施設整備交付金を受けて行う移転改築整備事業。	(2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、介護基盤緊急整備特例基金から ^{は地域} の補助又は ^は 事業。 行う移転改築整備事業。
対象施設：(略)	対象施設：(略)
(3) (略)	(3) (略)

2 適用期間
平成27年3月31日までに着手した事業

2 適用期間
平成26年3月31日までに着手した事業